

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成30年度第4回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	個人情報取扱事務について（公開） 審議依頼事項 ・国民健康保険の資格の異動に関する事務に係る実施機関以外のものとの電子計算機結合（国保年金課） ・重度障がい者等日常生活用具費助成等事業に関する事務において収集した個人情報の目的外利用（障がい者支援課） 報告事項 ・みどりのふるさと基金及び学校施設整備等基金への寄附に関する事務の変更及び個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告（企画調整課） ・私有ブロック塀安全診断費補助金に関する事務の開始に係る再報告（都市計画課） ・危険私有ブロック塀等撤去費補助金に関する事務の開始（都市計画課） ・野田市高齢者住宅改造費助成に関する事務の変更（介護保険課） ・野田市えんがわ支援事業補助金交付事務の開始（介護保険課） ・野田市章の使用の承認に関する事務の開始（総務課）
日 時	平成30年9月28日（金）午前9時30分から午前11時16分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江
欠席委員氏名	松本 純子
事務局等	実施機関 渡邊 宏治（総務課長）、内海 孝幸（総務課庶務係長）、山本 茂（国保年金課長補佐）、岡田 尚子（国保年金課国保給付係）、小沼 京治（清掃計画課長補佐）、茂木 大介（清掃計画課ごみ減量係長）、伊原 誠宏（障がい者支援課障がい者福祉係長）、中村 正則（企画調整課主幹兼課長補佐）、大塚 崇史（企画調整課企画係主任主事）、松田 隆（都市計画課主幹兼建築指導担当）、安藤 剛行（介護保険課長）、金子 寿一（介護保険課介護給付係長）、田嶋 秀志（介護保険課介護予防係長） 事務局 渡邊 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事）
傍 聴 者	無し

議 事

平成30年度第4回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

1 個人情報取扱事務について（公開）

審議依頼事項

- ・国民健康保険の資格の異動に関する事務に係る実施機関以外のものとの電子計算機結合（国保年金課）

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 4月1日から今日までは、別紙1ページに提示された図によると「①媒体による連携」をしていたということになっている。USBはどんな方法で運搬していたのか。

岡田係長 連携する両端末が隣り合っており、基本的には「運搬」ということはなく、USBを鍵の掛かる場所に保管するために持ち運ぶ程度です。

遠藤委員 そうすると、別紙2ページの4番で「結合が公益上特に必要である理由」に書いている二つの理由のうち、可搬記録媒体の紛失等により個人情報を漏えいするリスクは、それほどないのではないか。

岡田係長 保管場所に持っていくその間に紛失する可能性というリスクに注意しておく必要がありました。

遠藤委員 もう一つのリスクとして処理誤りのリスク、USBだと処理誤りのリスクがある、これはどういうことか。

岡田係長 一番多いのがそもそもアップロードとダウンロード自体を手作業で行っておりますので、それを忘れることが処理誤りとなります。忘れるだけでなく、情報集約システムにログインすることができる職員が運用上決まっておりますので、その職員が不在の時には連携ができないという問題があります。

遠藤委員 後者の話は、処理誤りのリスクとは言わないと思う。担当者が限られていて、担当者がいなかったら処理できないという話は、処理の誤りとは違うと思う。

岡田係長 ファイルを取り間違えて持っていく可能性もあります。例えば先日行ったものを消し忘れてしまってそのファイルをもう1回アップロードしてしまうという可能性もあります。

遠藤委員 どうしてそれが処理の誤りなのか。

岡田係長 一度アップロードしたものをもう一度アップロードしてしまうと、二重にアップロードしてしまいますので、それが誤りとして戻ってきてしまいます。

遠藤委員 それが自動的に訂正されるのではないか。保存しなければいいのではないか。

岡田係長 仕組みとしては、ファイルをUSBに入れ、情報集約システムに持って行ってそこからアップロードしますので、保存するという処理の流れではありません。

ん。

遠藤委員 では最後にもう1点お聞きする。この6か月間で、ここに書いてあるリスクが具体化するようなことはあったのか。

岡田係長 この半年ではありませんでしたが、やはり人間のやることなので、今後ないとも言い切れません。

山本課長補佐 今でもきちんと運用をしているのですが、やはりいろんなリスクを想定してベンダーや行政管理課などと協議しまして、よりセキュリティーを高めたいということです。

遠藤委員 別紙2ページの4番は、公益上特に必要である理由は何かということを説明されてるわけなのだから、それだったらこのリスクがどこまであるのかということを知った。今聞いた話が、公益上特に必要であるという話に結びついていくのかな、という気がする。

高谷主任主事 補足させていただきます。公益上特に必要であるというにつきましては、先ほど山本補佐も話しましたが、人間が作業する以上、作業誤りのリスク、処理忘れのリスク等があると考えております。また、実際はこうしたことはないようにしますし、当然暗号化しているなどもあるのですが、仮に誤ってUSBメモリーを持ち帰ってしまった場合に盗難被害に遭うなどすることによって、万が一、情報が盗まれてしまうということがないとは限らない中で、よりセキュリティー性の高い結合する方法の方を選択させていただきました。それが公益上特に必要である理由であると思っています。そこで審議依頼させていただいているところでございます。

遠藤委員 私の質問は終わります。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ審議依頼書のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

- ・ 重度障がい者等日常生活用具費助成等事業に関する事務において収集した個人情報の目的外利用（障がい者支援課）
担当者から概要の説明を受けた。

秦野委員 参考のために確かめたいのだが、説明資料にストーマ保有者が通院する「医療機関に処分依頼することを原則としつつ、やむを得ない場合には可燃ごみとして集積所に出せるようになっている所もあり」という記載があるが、「所もある」という書き方をしているということは、数が少ないのか。

小沼課長補佐 「医療機関に処分依頼することを原則としつつ、やむを得ない場合には可燃ごみとして集積所に出せる」ということについてですが、医療系の廃棄物につきましては、感染症のおそれ等がございしますので、その辺のケアは最重要だという認識で、例えば、日本医師会のガイドラインの中でも、「注射針については、医療機関が回収して適正に処分するというのが原則」という考え方があり、通常の家

庭ごみと一緒に回収するというのがなかなか進んでいませんでした。野田市といたしましても、一緒に集積場に出される方からの懸念や医療器具の利用者の方への配慮を込めまして、通常のごみとは別の拠点回収により廃棄する機会を設けてきました。その一方、現在医療器具もだいぶ進化してきておりまして、安全性が確立されたものが増えてきており、医師会の見解の中で、安全性というのもし示されてきておりますので、針等を用いないものについては、集積場で回収する団体が多くなってきたという現状でございます。

高橋委員 市内14か所の公共施設で収集しているということだが、どれくらいの人
数が出しているのか。

小沼課長補佐 清掃第一課で電話を受け、回収に伺うという形になってはいますが、実
際の人数は把握していません。今回のアンケートでは、拠点回収を利用されている
方と薬局とか、医療機関で処分されているという認識の中で、幅広く意見を聞きた
いということで実際にストーマ装具を使っている方を対象としたいということです。
今回の個人情報を活用させていただいて、広く意見をお聞きしたいというふうに考
えております。

遠藤委員 秦野委員の質問に関連するが、今回、アンケートを考えるに当たって、他
市ではどんな状況になっているかについて、いくつぐらいの市を調査したのか。

小沼課長補佐 近隣8市です。

遠藤委員 そのうち、この内容で「医療機関で処分していただくことを原則としつ
つ、やむを得ない場合には可燃ごみとして集積所に出せるようになっている」とさ
れている所は、いくつあったのか。

小沼課長補佐 全ての市でございます。

遠藤委員 野田市がもし一般のごみと同様に集積所に出せるという運用にするとした
ら、近隣の中では唯一ということになるのか。

小沼課長補佐 近隣市でも医療機関等での回収を原則としておりますが、やむを得な
い場合、通常集積所に出す、という形の運用をとっておりますので、今回野田市
が実施することによって野田市が初めてという形ではありません。

遠藤委員 他市では、原則と例外と分けた上で、集積所に出すというのが例外となっ
ている。野田市は原則集積所に出せるということになると、近隣で唯一となるか、
ということだが、いかがか。

小沼課長補佐 仮にそういうことになれば、唯一です。

秦野委員 アンケートをやって、分析した回答が具体的にどのように反映されるのか。
要するに多数が、一般可燃ごみ処理でいいということになれば、そちらの方になる
という考えか。

小沼課長補佐 最終的には、これから精査していきたいというふうに考えております
けれども、現在の拠点回収という仕組みがございまして、それは残しつつ、利用
者側の方に選択肢がある形の体制を可能ならば作りたいと考えております。

秦野委員 拠点回収と一般の集積所での回収とを選択できるという形にしようとしているということか。しかし、一般の集積所ではゴミ袋に名前を書かないと収集してくれない。おそらくこの問題は、利用される方としてはどうしても懸念されることだと思う。その原則は外せないのか。

小沼課長補佐 おっしゃるとおり、我々もそこを一番慎重に検討したいと思っているところでございまして、今の制度の中でいい形で制度設計をして、利便性の向上を図りたいというふうに考えております。例えば、生理用品ですとか当然見られたくないというものもありますので、新聞紙に包んで分からないような形で出すとか、そういった工夫を考えていきたいというふうに思っております。

秦野委員 もともと名前を書くということは、各家庭が責任を持って出し、行政がやるから何でもかんでも出せばいいというものではないよ、という発想であるという理解でいいか。

小沼課長補佐 そのとおりです。

秦野委員 そこと衝突する事例なので、利用者は引っかかるのではないか。このアンケートのスケジュールはどのようになっているのか。いつごろやるのか。

茂木係長 この審査会で御了承いただければ、早々に手続を進めたいと考えています。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ審議依頼書のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

報告事項

・みどりのふるさと基金及び学校施設整備等基金への寄附に関する事務の変更及び個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告（企画調整課）

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 外部委託者が複数あるというのはどういう理由からか。

中村主幹 今現在「ふるさとチョイス」というインターネットサイトを運営する「トラストバンク」という会社に委託し、寄附の申込みの受付等を委託しております。そこに今度更にもう1社、業務委託をすることになりまして、今まで、そのトラストバンクと市がやり取りしていた間に、新たに委託しようとしている事業所を入れ、返品品の掘り起こしや発送業務を委託することになったためです。

高谷主任主事 補足いたします。今年度第1回の審査会で御説明いたしましたが、「複数の外部委託あり」という所にチェックが入るということの意味については、同じ業務を別の2者以上に委託する場合ということではなく、複数の別の業務が委託されている場合にチェックをするということです。本件の既存の事務では、インターネットを経由したふるさと納税の申込み等を「ふるさとチョイス」というふるさと納税に関するインターネットサイトを運営している「トラストバンク」という業者に委託をしていました。そうした中で今回更に、これまでは市の方で実施してい

た、ふるさと納税に対する返礼品の発送を手配する作業や返品品の選定、掘り起こしのようなことを新たに委託しようとするため、追加したというものです。

遠藤委員 そうすると今回の議題を出すときに、この事務はA社に委託し、この事務はB社に委託するというふうに分けて説明した方がいいのではないかな。

高谷主任主事 今回は変更届ということで、既存の事務に追加して新しいB社に委託するということについて報告をさせていただき、B社には何をやってもらうのかということのみを説明したのですが、次回以降同様の報告があった場合には、既存の事務に関して、従前まではどういった委託をしていたのか、それから、新たにどういった事務を委託するのかといった説明をするようにします。

遠藤委員 A社は、この「個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書」に記載されている「委託する事務」の中で、1番の「インターネットを利用した寄附の申出に係るデータの収集」をやっていたのか。

高谷主任主事 この1、2、3というのは今回新たに委託する業者に委託するものです。

遠藤委員 A社もやっている事務はこの中だと1のみか。

高谷主任主事 そうです。

遠藤委員 2の「寄附者に対する記念品の発送」はいかがか。

中村主幹 B社のみです。

遠藤委員 3の「寄付金受領証明書等の作成及び寄附者への送付」はいかがか。

中村主幹 これもB社のみです。

遠藤委員 やはり分けて説明していただいた方がいいのではないかな。

高谷主任主事 審査会の委員さんにも市民に対しても、分かりやすい方がいいと思いますので、先ほど説明したような形でやらせていただければと思います

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿変更届及び個人情報保護措置報告書を承認してよろしいか。

(異議無し)

- ・私有ブロック塀安全診断費補助金に関する事務の開始に係る再報告（都市計画課）担当者から概要の説明を受けた。

松田主幹 前回の審査会でブロック塀の安全診断について、当初の申請の流れを再度報告されたいということでございましたので御説明いたします。まずこの補助金を使った診断の請負者となりたい事業者から、あらかじめ私どもの方に登録をしていただきます。そのときに登録の可否を決定するに当たりまして、請負者の納税の情報も使わせていただくこととなりますので、今回、税情報を追加させていただいております。そのときに、本人から同意が取れたものについては、建築指導担当が収税課に確認をする予定でございます。併せて、収集先は請負者から収集しますのでそのことの追加と収集の理由に規則を追加させていただいてございます。また診断

を受けたい塀の所有者から補助金の申請時に、診断をする請負者が誰かということを出していただきますので、その申出の書式を資料として出させていただきます。

遠藤委員 対象者を申請者、土地の所有者、請負者として、税情報は誰に関係してくるのか。

松田主幹 請負者のみです。

遠藤委員 こう書いてしまうと、申請者の税情報を収集するということに読めないか。収集項目を分けて書いた方がいいのではないか。

高谷主任主事 登録簿自体が事務の目的ごとに作成するというふうに整理いたしましたので、事務の目的が安全診断費補助金を交付するためとしています。この補助金に関する事務を行う中で、こういった対象者がいるのかというふうに挙げていくと、申請者と所有者と請負者という三者が挙がってきます。収集項目については、この事務全体でどのような種類の個人情報を収集しているのかということでチェックしていくことにしています。これが分かりにくいということであれば、例えばこの収集項目に「請負者の税情報」という形で書いていく方法もあるのはありますが、これを分けて書こうとしますと、既存の登録簿との整合性が取れず、それらの書き直しにもつながってくるのかなということを考えています。

遠藤委員 ほかの登録簿は分かりませんが、この書き方だったら、税情報を申請者から収集してもいいということになってしまわないか。

高谷主任主事 いいというわけではなく、あくまでこういった個人情報を取り扱っていますということを表記しているだけです。

遠藤委員 ただ、申請者の税情報も収集していると見られてしまう。

高谷主任主事 仮にそういった質問が市民からあったときに、請負者の情報はこれとこれとこれですよというような説明ができるようにはしておきます。

遠藤委員 審査会が了解するかどうかを判断するときに、この書き方だと、申請者の税情報を収集してもいいということを審議会で認めた、と読めてしまう。それから、申請者の振込先口座は必要ないでしょう。この二つは括弧でもして「請負者のみ」とか、ただし書きを入れた方が私はいいと思う。

渡邊課長 今御指摘いただいた特定の者に関するものは、括弧書き等で請負者というような表現にさせていただきたいと思います。振込先についても代理委任受領的なところがあるこの事務は、どちらかというと異例なものでございますので、今御指摘いただいたような形で、整備していきたいと思います。また、学業・職業についての欄も請負者の情報ですので、そちらもそうさせていただきます。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿を一部修正して承認してよろしいか。

(異議無し)

・私有ブロック塀安全診断費補助金に関する事務の開始に係る再報告（都市計画課）
担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 先ほどと同じように収集項目の学業・職業等は請負者だけか。それから、資産は申請者と所有者だけか。振込先口座は請負者だけ。この三つはやはり分けた方がいいと思う。

松田主幹 分かりました。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿を一部修正して承認してよろしいか。

（異議無し）

・野田市高齢者住宅改造費助成に関する事務の変更（介護保険課）
担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 この分野の知識がないので伺う。負担割合が3割の人を除くということだと思うが、負担割合が高い人の方が負担が大きいわけで、そちらの人の方が助成の必要が高いという考え方はできないか。

安藤課長 所得に応じて負担割合を決めておりますので、3割負担の方は所得が多いということになります。実際の年金収入に換算しますと340万円以上ということになりますので、月々それなりに収入のある方です。また、そういった方でも介護保険サービスの住宅改修資金の制度は利用でき、その制度の上乗せ分としての費用負担が使えなくなるということですので、丸っきりゼロになるということはありません。

秦野委員 3割負担の方はどのくらいの人数なのか。

安藤課長 8月1日現在ですと、数字として1割負担の方が6,656人、2割負担の方が378人、そして3割負担の方が267人で、3割負担の方は全体の4パーセントとなっています。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。
（異議無し）

・野田市えんがわ支援事業補助金交付事務の開始（介護保険課）
担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 場所は集会所という例が書いてあるが、例えば自宅などでも構わないのか。

安藤課長 自宅でも構いません。

遠藤委員 そうすると、収集項目の資産をチェックする必要はないか。

安藤課長 自宅でやる場合には、申請者の住所と実施場所が同じであればあえて資産を確認する必要はなく、それから実際スタートしたら、我々が見に行って、実際そこでやっているかどうか確認をしますので、そこで確認できるということで資産はチェックしておりません。

高橋委員 これは地域でいくつとかというのは決まってないのか。

安藤課長 特に上限を決めておりませんが、一応目標としまして、20校ある市内小学校の校区ごとに2か所程度設けたいということで、40か所を目標としております。

高橋委員 今地域包括支援センターで認知症の方向けのものを進めているものとの違いはあるのか。

安藤課長 認知症カフェというのがございます。あれはこちらとは違って認知症やその御家族の方を対象としておりまして、各包括支援センターの所在する地区ごとに1か所程度を目安に進めているところでございます。

遠藤委員 明確な記載はないが、認知症を予防するという部分も背景にはあるのか。

安藤課長 これは介護予防が目的でして、家にいて、やることもなく、閉じ籠もりがちになってしまうという高齢者の方がこれからますます増えていくという中で、少しでも外へ出ていただいて、つながりを持っていただこうということが目的です。

秦野委員 活動の内容の例示はあるか。何をやるのかはお任せか。

安藤課長 仲間作りでもいいですし、お茶友達みたいにお集まりいただいてもいいのですが、市としては、やはり介護予防がメインですので、その中で、月に1回程度で各回2時間程度やってくださいということとしておりますので、例えば健康体操を取り入れていただくとか、あるいは趣味活動、折り紙をやりたいなんていうようなこともありましたけれども、活動していただければ有り難いということでやっております。

遠藤委員 9月1日から開始して、既に申請はあるのか。

安藤課長 2件ございました。それから相談もかなり多くありまして、電話相談や窓口相談が来ております。個人の方もいれば、自治会等からもありますし、いろいろでございます。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

- ・野田市章の使用の承認に関する事務の開始（総務課）
担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 積極的に使いたいという人に対する許可基準みたいなものを考えるというよりは、無断で使っている人にやめろということに重きを置いた規則のようなものなのか。

内海係長 御指摘のとおり、発端は、無断使用を禁止したいというところがございます。ただそれだけではなく、市の施策の推進とか、イメージアップに寄与する事業に限定して市章を積極的に使っていただこうと考え、規則を制定したところでございます。

遠藤委員 使って欲しい、使っていいよ、というものについて具体例がなかなかイメ

ージできないのだが、何かあるか。

渡邊課長 発端は、規制だったのですが、規則を作るからには、逆にどんどん使ってもらおうという視点が重要だろうということで使っていただきたいと考えております。例えばイベント等でチラシを作るときに野田市が協賛等をしていればそこにマークを付けていただくであるとか、市章ということで想定しづらいところではあるのですが、例えば何か物品に入れて販売していただくことが野田市又は市が行う事業を宣伝するということにつながるということであれば、これも認めていきたいと考えております。今のところ1件も申請がない状況ですので未知数なところがあるのですが、そういった野田市を宣伝するようなものがあれば積極的に承認してまいりたいと考えております。

遠藤委員 野田市章の使用の承認に関する規則はいつ施行されたのか。

渡邊課長 9月1日です。

遠藤委員 特定の政治団体が使うことが想定しにくい。

渡邊課長 ある政治団体の野田市の代表が誰々で、どのようなことを主張しているかを紹介するチラシが配布され、その中で市章が使われていました。その方の主張を野田市が公認しているように捉えられてしまうので、私どもの方から規則の施行後、使わないでくださいという文書を出させていただき、それ以降は何の動きもない状況です。全く想定していないところで使われてしまったので、何かしら手を打たなければということが発端となりました。このチラシについては、市民の方から市の消費生活センターに相談がありまして、この内容は市公認なのか、という話があったので、そういったことは一切ありませんと回答したところでした。そういった相談も、知る限りで初めてでございましたので、今後増えてきたら困るということで規則を制定しました。

遠藤委員 市章を使う人は、規則があるとかないとかは関係ないと思うのだが。

渡邊課長 近隣市では、そういった規則が既にあるとあって規則違反のような捉え方ができた一方、野田市は全く何もございせんでしたので、政治団体が使ったという原因の中には、野田市にはそういった規定がなかったということもあるのかなとも考えております。

秦野委員 許可されたマークであることを示すために「市承認済み」などという記載はしないのか。

内海係長 「承認済み」という記載はしてもらいませんが、市のホームページに承認させていただいた内容と氏名を公表させていただきます。

渡邊課長 市が認めたものはこれです、というようにホームページに出させていただければ、市章が使われているものが市の公認なのかどうか迷うようなことがあったときに、これを見ていただいて確認をしていただくということで考えています。

秦野委員 一度承認されたものに対して、後で使用の状況調査や立入調査の場合もあるとされている点については、承認してそのまま放りっぱなしにするよりはいいと

思うが、どのような場合に調査をすることを想定しているのか。

内海係長 市民から市のホームページで公表している内容と違うという通報があった場合に、その内容について申請者に質問するというようなことを想定しています。

秦野委員 市がチェックするというのは多くなってくると難しいと思うので、市民から通報される情報が一番早いのは確かである。

渡邊課長 立入調査については、規定上は入れてあるのですが、基本的には、申請を受けるときに十分説明して、こういう形で使ってくださいという御案内をする予定でございます。

須賀会長 無断で使用することについて、又は使用をやめてくださいということに従わず続けるということについての罰則はないのか。

内海係長 それはありません。罰則につきましては、近隣の5市を調べましたが、いずれも罰則を定める条例はありませんでした。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

須賀会長 以上で本日予定されていた事項の審議が終了いたしました。今後の日程等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

渡邊課長 まず、野田市情報公開条例の一部を改正する条例(案)及び野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引(改正案)に関する日程について御説明いたします。

8月28日から始まりましたパブリック・コメント手続ですが、9月26日の水曜日をもって意見募集の期間が終了し、市民の方から4件の意見がございました。現在、総務課でこの意見に対する対応案を調整しており、その結果については次回の審査会でお諮りする予定でございます。次回の審査会で審議が整いましたら、その場で情報公開制度の運用の見直しに対する答申を頂き、12月議会への付議に向けた手続に移らせていただきたいと思いますと考えております。また、12月議会で議決いただきましたら、年明けから庁内への研修会を行い、市民に対しましてはホームページ等により周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、個人情報取扱事務に係る従来の届出書から新しい登録簿への書換えについて御報告いたします。

4月に条例施行規則を改正して様式を改めましたので、既存の事務に係る書換えの作業を進めてまいりました。作業につきましては、各課の課長補佐に相当する職員を責任者として作業に係る説明会を行った上で、課ごとに書換え作業を進めてまいりました。この担当課の作業が障がい者支援課を除き完了いたしましたので、本日、条例の規定によりまして、市のホームページ上に公表させていただくことを御報告いたします。なお、今回の公表に当たっては既存のものの書換えでございましたので、基本的に担当課による作業を終えたものを形式的なチェックを経て公表することといたしました。したがって、単に書換えの際に誤ったものなど軽微な

修正や登録簿間の整合などから改めて記載内容を調整させていただくものが出てきた場合には、順次修正させていただきたいと考えております。

また、書換え後の登録簿については、当審査会に1件1件お諮りすることにつきましても検討いたしました。今回は様式変更に伴う書換えであり、個人情報の取扱いに変更を加えるものではないことから、書換え後の登録簿につきましては、当審査会にお諮りしないことで考えております。

なお、手引にも記載しておりますが、来年度からは、届出漏れや届出されている事項に変更すべき点があるのに変更届がなされないことを防ぐため、毎年度、年度初めに所属長により登録簿の確認をし、漏れがあった場合にはその旨を報告することとしております。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ了承する。

(意見無し)

須賀会長 以上で第4回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上